

大野城市民の住まいの
お困りごとを解決する

相談員(専門家)募集

こんな専門職の方を募集しております

弁護士	税理士	建築士	銀行・保険関係
司法書士	行政書士	建物診断士	不動産関係
宅地建物取引士	防災士	リフォーム	

●お申し込みは以下の2通りがございます

1 FAXからのお申し込み

以下を記入してそのままお送り下さい

2 申し込みフォームから

相談員・専門家お申し込みFAXシート

申込み
フォーム



住宅流通促進協議会 事務局行き

▼ FAX (092) 558-0244 ▼

貴社名		業種	
電話番号 ファックス		メール アドレス	<input type="checkbox"/> ご来場での参加 <input type="checkbox"/> オンラインでの参加
住所			

お申し込み者名簿

お名前		相談の対応可能な専門分野 ※複数選択可
1	(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 法律に関すること <input type="checkbox"/> 金融相談
2	(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 空き家対策 <input type="checkbox"/> 空き地活用
3	(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 既存住宅の災害対策 <input type="checkbox"/> 耐震補強など
4	(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 住まいの維持管理
5	(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 改築が完了するまでの仮住まいの相談 <input type="checkbox"/> 増改築・リフォーム・リノベーション <input type="checkbox"/> 住み替え <input type="checkbox"/> 建て替え

《個人情報の取り扱いについて》ご記入頂いた個人情報につきましては、一般社団法人住宅流通促進協議会が責任をもって管理し、これを適正に取り扱います。

お問い合わせ

一般社団法人

住宅流通促進協議会

■メールからのお問合せ

support@edaiko.com

■お電話でのお問合せ

(092) 285-1072

事務局/担当:増本まで

【令和4年度】国土交通省採択事業 住宅ストック維持・向上促進事業（住宅ストックの相談体制整備事業）



大野城市
「住まいのサポート 紛争・災害支援センターの
相談窓口体制の構築」の取り組みにおける

相談員概要



Disaster Consultation Manual



一般社団法人

住宅流通促進協議会

企業・事業者のみなさまへ

市民の皆様の 空き家、防災、訴訟、災害、リフォーム、耐震等のお困りごとに 専門家として相談を受けてくださる方を募集いたします。

本事業は、国土交通大臣【令和4年度】住宅ストック維持・向上促進事業（住宅ストックの相談体制整備事業）として採択された「住まいのサポート紛争・災害支援センターの相談窓口体制の構築」に基づいています。これまでの「相続や住まいの処分に関する取り組み」に加え、いつ発生するかわからない災害に対する備えとして「紛争・災害」が盛り込まれております。具体的には家の防災対策、空き家対策、災害発生時の復興支援などです。平時から災害を見据えた取り組みを行うことで、大野城市民の住まいに関するお悩みを、ワンストップで解決することが可能となります。

相談員とは？

大野城市民が日常生活においても災害時においても、幸せで豊かな暮らしを維持できるように「住まい」という切口からサポートするのが「相談員」の役割です。

●相談員になるには

相談員の専門範囲は、不動産・建築・リフォーム・金融・法律・保険などがあります。主役はあくまで相談者です。相談員は、通常時も、災害時も、災害後（復興時）も相談者が自ら決断できるよう専門家としてサポートすることが求められます。また災害時は相談員自身も被災者となる可能性があることから、災害時の従業員や顧客に対する安否確認体制の構築など、平時より災害への備えを行っていることも求められます。

●相談員登録の流れ

相談者に対してどのようなサポートができるかを具体的に挙げ、下記のステップで登録を行えば、相談員になることができます。（登録には一定の審査があります）



1

お申し込み方法

メールから
support@edaiko.com

FAXから ※裏面
(092) 558-0244

電話から
(092) 285-1072

QR
から



登録用紙に専門分野や対応可能な業務内容と企業名、連絡先、などを明記ください。

2

審査と決定

（一社）住宅流通促進協議会が審査及び決定を実施いたします。

3

結果の通知

審査後、登録可能となった時点で「相談対応者リスト」を提出していただきます。

4

相談員に対する訓練・研修

住宅紛争センターによる相談員に対する訓練、研修を実施致します。

市民からの相談は、（一社）住宅流通促進協議会が運営するWebシステムを通して相談員に届きます。Webシステムの内容や相談員の役割、相談への対応方法などについては「相談員マニュアル」に説明されていますのでご参照下さい。

お問い合わせフロー（流れ）相談員の役割り

